

るにより、当該入所者に対し、当該指定施設支援に要した費用（通勤寮支援日常生活費を除く。）について、施設訓練等支援費を支給する。
（二）当該入所者が、直接受け合ひの管轄者

1 (施行期日) この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

3 改正法附則第十八条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による施設訓練等支援費の額

及び施設支給決定知的障害者である福祉施設旧措置入所者について準用する。

附見（支那一四〇二年一二月一日）勅令第
一六二号抄
（施行期日）

第一條 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則(平成一)

令第二五号)
抄

第一条 (施行期日) この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附

省令第四三号)

卷之三

この省令は、公

し、第一条中児童福祉法施行規則第4条の四の改正規定、第二条中身体障害者福祉法施行規則第4条の四の改正規定及び第三条中知的障害者福祉法施行規則第4条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則(平成一)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年二月八日厚生労働省令第一九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八）
省令第七八号抄
（施行期日）

第一条

行する。

附則(平成十八年九月二九日厚生労働省令第一六八号)抄
(施行期日)
第一条この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年省令第五五号）抄